

会議等名	平成 26 年度 第 1 回海老名市子ども・子育て会議
日 時	平成 26 年 8 月 12 日 (火) 10:00~12:00
場 所	海老名市役所 3 階 政策審議室
出席者	<p>委 員：鍛冶 邦彦 委員長、大貫 望 委員、小島 良之 委員、櫻井 慶一郎 委員、山田 由美子 委員、木村 伸之 委員、増田 芳夫 委員、亀澤 ますみ 委員、門倉 久美子 委員、村田 静 委員 (欠席；新倉 美和子 副委員長、久保 由美 委員、長久 裕 委員、村田 愛 委員)</p> <p>事務局：保健福祉部次長 (福祉担当) 兼福祉事務所長 清田 芳郎、子育て支援課長 杉村 俊夫、子育て支援課主幹兼保育係長 波多野 美浩、保育係主査 近藤 直樹、主任主事 見富 恵子、主事 片山 考人、教育指導課児童育成担当課長 加藤 展子、児童育成係主任主事 大黒屋 祥子</p> <p>傍聴者：3 名</p>
1 開 会	
2 あいさつ	
3 議 題	
※ 傍聴の申し出が 3 名あったため、傍聴の可否について議題の前に議長から委員に諮り、了承された。	
(1) 子ども・子育て支援事業計画の概要について	
・ 別紙に基づき事務局から説明した。なお、第 4 章「新たな事業と計画推進に向けて」は現在策定中のため、次回以降で示す旨説明し、あわせて意見を募った。	
【質疑応答】	
《新制度への移行》	
・ 計画書 (案) 中の「教育・保育事業者に対する意向調査」について、新制度への移行に対し幼稚園では「状況により判断」が多くなっているが、保育所に対するものと同様の内容を聞いているのか。(委員)	
→ 若干の表現は異なるが、内容は同じである。幼稚園の方が新制度での変更点が多いため、決めかねているものと思われる。(事務局)	
・ 大和市内の幼稚園は、大和市の働きかけもあり、3 分の 1 が新制度の施設型給付に移行すると聞いている。海老名市からはそのような働きかけはない	

が、どのように考えているのか。(委員)

- 幼稚園の経営に大きくかかわる部分であり、園の規模によっても事情は異なるため、各園の意向を尊重している。(事務局)
- 新制度に移行した方が、公費負担がしっかりと定められ、預かり保育は実施しやすくなる。ニーズ調査からも預かり保育の需要は大きく出ているはずであり、積極的に移行させた方がよいのではないか。(委員)
- 幼稚園での預かり保育の拡充は、待機児童解消の手段でもあるので、計画に盛り込みたい。(事務局)
- 幼稚園の預かり保育の利用料負担が減れば、幼稚園の需要が高まり、保育所の需要も落ちるのではないか。(委員)
- 幼稚園の預かり保育は、夏休みなど、一年を通じ完全に実施されていないので、働いている人たちには利用しにくい。ここを改善できないか。(委員)
- 現状、夏休み期間中は幼稚園の施設は遊んでおり、有効活用したいと思っている事業者は多いが、職員の人件費が高く、預かりを実施できない事情がある。市単独事業でもよく、公費負担をしっかりとしてもらえればすぐにでも実施できるので、検討してもらいたい。(委員)
- 今の保育所における休日保育は、認可保育所に通っている子どもが対象だが、これを幼稚園にも広げれば、便利になるのではないか。海老名市独自の取組でもよいので、検討してもらいたい。(委員)

《保育所の整備・運営》

- 保育所の新設に当たっては、ニーズ調査とこの会議での議論を踏まえるということであったはずだが、新設の希望があり、基準を満たしていれば認可するという話も聞いた。どうなっているのか。また、保育の質や市の予算はどのように担保するのか。(委員)
 - 新制度においては、待機児童がいる限り、基準を満たす施設は認可することとなっている。今後は、ニーズ調査結果から保育の必要量見込みを算出するので、この量の見込みに見合う施設整備を進めていくこととなる。(事務局)
- 今後の事業計画の中に、公立保育園の民営化は盛り込むのか。(委員)
 - 策定中の第4章の中で、公立保育園のあり方については盛り込む予定である。民営化については、ニーズ調査及び人口推計から算出される今後の保育の必要量見込みを踏まえ、判断していく。(事務局)
 - 民間保育園が増えていく中、公立保育園の役割というものもあるはずである。人口減少が見込まれ、保育需要が希薄な地区での保育や、障がい

児保育など、公立保育園が担うべき役割がある。公立保育園のあり方は、事業計画の重要な部分であるため、具体的にしっかりと示してほしい。(委員)

- ・ 国でも、待機児童の定義を見直す予定があると聞いている。待機児童の定義があいまいなまま、計画を進めてよいのか。(委員)
- ・ 現在、保育所入所における就労要件に満たない就労時間の場合は、特定保育として保育所で預かっているが、新制度では就労要件が緩和されると聞いている。どのようにすみ分けるのか。(委員)
 - 国でも、詳細な制度設計に至っていないのが現状である。(事務局)
 - 国の方針を待っていても物事は進まない。横浜市の取組に国が追随した例もあるので、海老名市も独自にどんどん進めてもらいたい。(委員)

《新規事業》

- ・ この場に出た意見は、事業に盛り込むことはできるのか。(委員長)
 - 必要性の高いものは、施策として打っていく。(事務局)
- ・ 新たな施策として、一時預かりの保護者負担軽減を実施してほしい。現状、年度途中の保育所入所はかなり厳しくなっているので、急にひとり親になった場合など、保育が必要な場合は一時預かりを利用せざるを得ない。このような場合に、補助はできないか。(委員)
- ・ 現状、産後すぐまでの母子保健事業は手厚いが、産後から特定健診の対象となる40歳くらいまでの間の母親に対する事業が手薄い気がする。充実させてほしい。(委員)
 - 現在、「えびな健康マイレージ2014」として、健診の受診や健康関連のイベント参加などでポイントがたまり、抽選で景品が当たる事業を実施している。自主的な健康づくりへの動機づけとして、活用してほしい。(事務局)

《その他》

- ・ 今まで行ってきた次世代育成支援行動計画の位置づけはどうか。(委員長)
 - 今年度限りの時限立法に基づくものであったが、法が10年延長となったため、取組は継続する。しかしながら、内容は子ども・子育て支援事業計画でカバーできるものと考えられるので、これに含むものとし、事業の評価についてもこの子ども・子育て会議で審議いただきたい。(事務局)
- ・ 計画の中にある「要保護児童」という言葉は、教育分野では経済的に恵まれない子どもたちを指すが、ここではどのような意味合いか。(委員長)

→ 虐待の恐れのある場合など、主に児童福祉法による要保護児童を想定している。(事務局)

(2) 新制度に係る条例の制定について

- ・ 「海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、「海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「海老名市保育の必要性の事由を定める条例」及び「海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を海老名市議会9月定例会に上程することについて、別紙に基づき事務局から説明した。
- ・ 保育を必要とするかどうかの認定基準は、「1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。」とされているが、現在は月96時間以上であり、それでも待機児童がいる状況や近隣市町村の状況を鑑み、「海老名市保育の必要性の事由を定める条例」において保育の月64時間を下限とすることについて審議を求めた。

【質疑応答・審議結果】

《保育認定の下限時間について》

- ・ 就労の下限を64時間とする算出根拠は何か。(委員)
 - 1日4時間以上週4日以上を目安としている。現行は、1日6時間以上週4日以上で月96時間以上としている。(事務局)
- ・ 就労時間が短い人でも、保育認定を受けると就労時間の長い人より先に入所できることはあるのか。(委員)
 - 入所選考の基準は別に定めるため、就労時間が長いなどより保育を必要とする場合を優先することには変わりはない。(事務局)
- ・ 就労は、パートでもよいのか。(委員)
 - 就労の形態は問わない。(事務局)
 - 待機児童は、今より増えてしまうのではないか。(委員)
 - その懸念があるので、国が示した枠のうち上限の設定とした。(事務局)

※ 保育の認定に当たっては、月64時間を下限とすることについて了承を得た。

《特定地域型保育事業の運営に関する基準》

- ・ 3号認定を受けた子どもが誕生日を迎え、2号認定に切り替わると、小規模保育施設を退所しなくてはならないのか。(委員)
 - 満3歳を超えても、入所可能とする運用を行う予定である。(事務局)

- 卒園した3歳児を預かる連携施設は、どのように設定するのか。(委員)
- 基本的には、事業者が独自に探すこととなる。必要に応じて、市が仲介する。(事務局)
- 連携施設は、無認可保育施設でもよいのか。(委員)
- それぞれ個別に相談に応じる。(事務局)
- 連携施設は、開所時にきちんと定めておかないと、保護者の不安を招く。連携先は幼稚園でもよいが、いずれにしても0～5歳を一体的に考え、幼稚園・保育所・地域型保育の事業者がそれぞれの役割を分担するよう考えなくてはならない。どこかが余って、どこかが足りない事態は避けたい。(委員)
 - 学童保育までを一体的に考えることも必要である。(委員)
- 「虐待の禁止」という項目は、わざわざ盛り込む必要はあるのか。当たり前のことであり、この条例ではなく刑法などの範疇ではないか。(委員長)
 - 国の従うべき基準に盛り込まれているため、入れざるを得ない。(事務局)

《学童保育事業の設備及び運営に関する基準》

- 支援員の資格は、緩いのではないか。保護者は、安心して預けられるのか。(委員)
 - 支援員には、研修が必須となっている。仮に保育士資格を持っている場合でも、研修は必要である。(委員)
- 支援員の配置基準も緩くはないか。20人未満に対し1人では少なくないか。(委員)
 - 現状では、学童に関する基準は国のガイドラインしかない。あまりきつくすると学童の運営が成り立たなくなるという実態もあり、これでも、進歩と捉えるべきではないか。(委員)
 - 市内の学童保育はすべて民設民営であり、厳しい運営のところも多い。保育所や幼稚園に対する支援は手厚いが、学校に上がると急に支援の手が引かれる現状を知ってほしい。(委員)

《条例全般》

- 様々な事業が様々な事業者により展開されることとなる。事業者間で、議論や連携を深める機会を持ってほしい。(委員)
- 保育事業の質を高めることはもちろん重要だが、保育に従事する職員の処遇改善も合わせて考えてほしい。(委員長)

(3) その他

- ・ 国の制度設計があいまいなことにより市の計画策定も進められないことが分かった。国に対し、しっかり対応するよう要望を行ってはどうか。(委員長)

4 閉 会

- ・ 次回の会議では、計画の詳細を示したい。10 月中にこの会議において計画を固めたい。(事務局)

以 上